

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB は、特定の IASB プロジェクトの経過措置および発効日に関する意見を求める「意見募集」を公表

目次

- 背景
- 範囲
- 新しい要求への移行の準備
- 新しい要求の発効日および早期適用
- 国際的なコンバージェンスの検討
- IFRS の初度適用企業に対する検討

要約

- 本「意見募集(RV)」は、来年公表予定の新しい基準書の適用のための時間と労力に関して、利害関係者から意見を求めている。
- RVは、将来の基準に対する適切な経過措置および発効日に関して質問しており、それには、米国会計基準とのコンバージェンスおよび IFRS の初度適用企業に関する検討を含む。
- コメント期限は、2011年1月31日である。

背景

国際会計基準審議会 (IASB) は、来年公表予定の新しい基準書の適用および当該基準書の発効日に関する意見を求める「意見募集¹(RV)」を公表した。IASB の全ての審議事項および最終基準書の公表時期は、最近、多くの注目を集めた。財務諸表作成者は、短期間に大量の新しい基準書を導入するために必要とされる膨大な資源について、懸念を表明した。これに答えて、IASB は最近、特定のプロジェクトを優先し、他のプロジェクトの期限を延長するように、彼らのワークプランを改訂した。IASB は現在、RV を通じて将来の基準書の適用の要求および発効日について、重点的に取り組んでいる。

RV は、新しい基準の適用のために予想される時間と労力、および当該変更の費用対効果の管理を容易にする導入タイムテーブルや適用の連続性に関する利害関係者への質問を含んでいる。これらの回答を基礎に、IASB は、利害関係者が変更のコストや速度を適切に管理することに役立つ導入計画を開発する予定である。RV のコメント期限は、2011年1月31日である。

範囲

IASB は、全てではないがほとんどの現行の基準設定プロジェクトにおける発効日および経過措置に関して、意見を求めている。RV は、以下のプロジェクトをカバーする。

- 公正価値測定
- 金融商品 (IFRS 第 9 号)
- 保険契約
- リース
- 退職後給付—確定給付制度 (IAS 第 19 号の改訂提案)
- その他の包括利益項目の表示 (IAS 第 1 号の改訂提案)
- 顧客との契約から生じる収益

¹ FASB は、利害関係者から同様な意見を要請するディスカッション・ペーパーを公表した。

IASB は、2010 年 12 月に、経過措置の要求および発効日を含む連結および共同アレンジメントの最終基準書を公表する予定である。RV によれば、IASB は、RV により入手する情報を基に、IFRS 第 9 号の発効日と共に、当該基準書の発効日の修正を決定する可能性がある。IASB はまた、「財務諸表の表示」および「資本の特徴を有する金融商品」といった、その他の将来の基準書の発効日と経過措置の設定にあたり、彼らが入手する情報を検討する予定である。

新しい要求への移行の準備

経過措置は、新しい基準の適用に必要なとなる労力を決定するにあたり、重要な要素である。適切な経過措置（遡及適用または将来に向かって適用）を決定する時に、IASB は、年度間の比較可能性の便益と共に、基準書の遡及適用におけるコストおよび実行可能性とを比較検討する。これらの便益およびコストのバランスを取って、IASB はまた、(a) 企業が、従前に公表した財務情報を修正する必要のある範囲を限定する（「限定的な遡及適用」）と、(b) 新しい基準書を特定の発効日以降に生じる取引や事象に対してのみ適用するように要求する（「将来に向かって適用」）のいずれかに決定するだろう。

IASB は、各々の公開草案について別個に経過措置の暫定的な決定を行い、提案された経過措置に関する意見提供を求めている。IASB は、個別のプロジェクトレベルの暫定的な決定がどのように全体の導入計画に影響を与えることとなるかに関する意見に関心を持っている。下表は、個々の公開草案で提案された経過措置を要約したものである。

プロジェクト	経過措置
連結	限定的な遡及適用
公正価値測定	将来に向かって適用
金融商品 (IFRS 第 9 号)	遡及適用 (第 1 および第 2 フェーズ)
保険契約	限定的な遡及適用
共同アレンジメント	限定的な遡及適用
リース	限定的な遡及適用
退職後給付—確定給付制度	遡及適用
その他の包括利益項目の表示	遡及適用
顧客との契約から生じる収益	遡及適用

新しい要求の発効日および早期適用

IASB は、RV の範囲であるプロジェクトの発効日に対する 2 つの大まかなアプローチ、(1) 単独日アプローチ (全ての新しい基準書を、同じ日に有効とする) および (2) 連続アプローチ (各々の新しい基準書に対して、別個に発効日を設定する) に関して、フィードバックを要求している。IASB は、各々の長所および短所を含めて、2 つの選択肢についての意見を、利害関係者に求めている。IASB はまた、早期適用を新しい基準書の一部またはすべてに許容すべきかどうかについて、フィードバックを要求している。

国際的なコンバージェンスの検討

IASB の審議事項の多くのプロジェクトは、FASB との共同プロジェクトとなっている。RV は、IASB および FASB が、共同プロジェクトに対して同じ発効日と経過措置を要求すべきかどうかに関する特定の質問を含んでいる。

IFRS の初度適用企業に対する検討

一部の利害関係者は、IFRS の初度適用企業が、短期間に彼らの会計方針を2回重要な変更をしなければならない可能性に関して、懸念を表明した。この懸念に対処するため、RVでは提案された2つのアプローチがある。(1)初度適用企業が新しい基準書および改訂基準書を早期に適用することを認める、と(2)初度適用企業が一部またはすべての新しい基準書および改訂基準書の適用を、指定する期限まで延期することを認めるである。IASBは、これらのアプローチのいずれを初度適用企業の懸念に対処するために使用するべきであるかについて意見がある場合には、その意見を求めている。

見解

大量の新しい基準書を適用することから生じる会計上および事業上の影響は、広範囲に及ぶことがある。新しい基準書は、会計、財務、販売、情報技術、法務および資金を含む、組織全体の多様な部署に潜在的な影響を与えるであろう。その他として、企業は、(1)情報テクノロジー・システムの適応、(2)既存の契約や取決めにおける条件の評価、(3)重要な判断が要求される分野に一貫して適用すべき会計方針の評価、および(4)財務指標および財務数値に係る影響額の検討を実施する必要があるかもしれない。多くのこれらのプロジェクトは、最終化した場合に、企業の財務報告および業績に重要な変化をもたらすこととなるため、我々は、RVの質問を慎重に検討し、IASBに意味あるフィードバックを与えることを、利害関係者に奨励する。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界140カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約169,000人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitteのプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細はwww.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。